

くらしの情報あれこれ ～仮想通貨に関するトラブルに注意しましょう～

問消費生活センター ☎443-2047

事例

業者から「今買えば2～3年後には確実に価値が2倍になり、元本割れの心配もない仮想通貨があるので買わないか」と勧誘され、仮想通貨の意味や仕組みもよく理解しないまま購入したが、本当に値上がりするのでしょうか。

「仮想通貨」とは、インターネットを使いやりとりする、通貨のような機能を持つ電子データで、現物は存在しません。また、国が価値を保証していないため、価格変動リスクや元本割れのリスクがあり、損害が生じることがあります。



アドバイス

- ・「将来必ず値上がりする」などの説明をうのみにせず、価格変動リスクや元本割れのリスクなどが理解できなければ取り引きしないでください。
- ・仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。また、利用者へ仕組みやリスクなどの説明義務があります。適切な情報提供を求めましょう。
- ・「仮想通貨」を使った悪質な勧誘でトラブルになるケースが増えていますので、注意してください。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)日祝を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)